

人事行政の運営等の状況の公表

令和2年度における本市の人事行政の運営等の状況について、秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年秋田市条例第9号）第6条の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年9月30日

秋田市長 穂 積 志

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 令和2年度実施職員採用試験による採用者数

(単位：人)

区 分	行政	土木	建築	電気	機械	化学	農業	司書	獣医師	保健師	保育士	動物 専門員	管理 栄養士	臨床 心理士	消防	計
大学卒業程度	22	2	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	5	34
高校卒業程度	10	3	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	21
職務経験者	12	2	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	15
獣医師	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
保健師	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	4
保育士	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	10
障がい者	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
動物専門員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	3
管理栄養士	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2
臨床心理士	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
計	46	7	2	2	2	1	1	1	1	4	10	3	2	1	10	93

※行政（職務経験者）の内訳：行政6人、移住定住4人、デジタル対応2人

(2) 令和2年度職種別事由別退職者数

(単位：人)

職種	定年退職	勲奨退職	その他					計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職	49	5	7	—	1	—	2	64
消防職	8	—	—	—	—	—	—	8
企業職	11	—	1	—	—	—	—	12
技能労務職	25	3	—	—	—	—	1	29
教育職	—	—	1	—	—	—	1	2
計	93	8	9	0	1	0	4	115

- ・消防職 … 秋田市消防の職員をいいます。
- ・企業職 … 地方公営企業(秋田市上下水道局)の職員をいいます。
- ・技能労務職 … 公用車運転、施設の維持管理、庁務、給食調理等の業務に従事する職員をいいます。
(企業職を除きます。)
- ・教育職 … 秋田市立高等学校等の教育職員をいいます。

(3) 職員数

(単位：人)

	令和3年4月1日現在				会計年度 任用職員	令和2年4月1日現在			
	条例定数	定数内 職員	定数外 職員	合計数		条例定数	定数内 職員	定数外 職員	合計数
市長事務部局	1,629	1,620	41	1,661	66	1,629	1,613	42	1,655
公平委員会	3	—	—	0	—	3	—	—	0
市議会	20	20	—	20	—	20	20	—	20
選挙管理委員会	7	6	—	6	1	7	7	—	7
監査委員	9	4	—	4	—	9	8	—	8
農業委員会	14	12	—	12	—	14	13	—	13
教育委員会	461	299	—	299	—	461	305	—	305
上下水道局	218	178	—	178	—	218	182	—	182
消 防	410	407	2	409	—	410	405	2	407
計	2,771	2,546	43	2,589	67	2,771	2,553	44	2,597

※公営企業管理者・教育長は職員数から除きます。

※消防長は職員数に含みます。

※会計年度任用職員はフルタイムのみの人数です。

2 職員の人事評価の状況

平成27年度までは、勤務成績の評定について、主席主査以上の職員について年1回各所属長を通じて行い、人事異動における職員配置や昇任・昇格などの人事管理に活用していました。

平成28年度からは、勤務成績の評定にかわり人事評価制度を導入し、評価結果を人事管理の基礎として活用することとして、以下のとおり運用しています。

人事評価制度の概要

対象

常勤の職員で一般職に属する者、再任用職員、会計年度任用職員

評価者

被評価者	一次評価者	二次評価者
部長級職員	副市長	—
次長級職員	部長	副市長
課長級職員		
課長補佐級、主席主査級、主査級、主任級、一般職（主事、技師等）	所属長	次長
再任用職員、会計年度任用職員	所属長	—

評価期間

当該年度4月1日から3月31日まで

評価方法

能力評価 … 被評価者の職位に応じた標準職務遂行能力を基準として、評価項目の着眼点ごとに能力の程度を評価する

業績評価 … 被評価者の職位に応じた期待役割を基準として、目標ごとに達成の程度を評価する

3 職員の給与の状況

令和2年度は、秋田県人事委員会勧告に準拠し、期末手当の支給率について年間0.05月の引き下げを実施しました。今後も、国の制度改正や社会情勢の動向を見据えながら、給与制度の一層の適正化に努めます。

(1) 人件費の状況（令和2年度普通会計決算）

人件費には、一般職と特別職の職員の給与、報酬のほか、共済組合負担金、退職手当、退職年金、公務災害補償費等を含みます。

(単位：千円)

歳出額(A)	181,102,641
実質収支	1,840,961
人件費(B)	21,525,890
人件費率(B/A)	11.9%
令和元年度の人件費率	15.8%
住民基本台帳人口(令和3年3月31日現在)	304,334人

(2) 職員給与費の状況（令和3年度普通会計当初予算）

職員給与費には、報酬、給料および扶養、通勤、住居等の諸手当および児童手当を含み、退職手当を含みません。

(単位：千円)

職員数(A)	2,572人	
給与費	給料	9,373,098
	職員手当	1,914,679
	期末・勤勉手当	3,548,981
	計(B)	14,836,758
年間1人当たりの給与費(B/A)	5,769	

※会計年度任用職員を除く

(3) 職員の給料の状況（一般行政職・令和3年4月1日現在）

(単位：円)

月別初額・任学給、歴別経平均年給数給料	大学卒	初任給	181,928
		採用2年経過後の給料額	193,708
		経験年数 5年以上10年未満	229,700
		10年以上15年未満	264,500
	15年以上20年未満	316,800	
	高校卒	初任給	149,610
		採用2年経過後の給料額	158,067
		経験年数 5年以上10年未満	192,600
		10年以上15年未満	222,800
	15年以上20年未満	276,000	
平均給料月額		308,800	
平均年齢		42.3歳	

(4) 職員手当の状況

(単位：円)

扶養手当	配偶者	行政職給料表(1) 8級の職員	3,500
		医療職給料表(1) 3級の職員	
		上記以外の職員	
	子	10,000	
	父母等	行政職給料表(1) 8級の職員	3,500
医療職給料表(1) 3級の職員			
上記以外の職員		6,500	
	16歳から22歳までの加算	5,000	
住居手当	借家(限度額)	27,500	
通勤手当	交通機関利用者(限度額)	55,000	
	交通用具利用者(限度額)	38,100	
地域手当	東京23区在勤者	給料・扶養手当等の合計額の20%	
	医師	給料・扶養手当等の合計額の16%	

特殊勤務手当 (令和2年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合	27.3%
	1人当たりの平均支給年額	33千円
	手当の種類	21種類
	代表的な手当の名称	市税等賦課徴収手当・福祉事務現業手当・救急手当・夜間特殊業務手当・教員特殊業務手当

(単位：千円)

時間外勤務手当	支給総額	令和元年度	571,466
		令和2年度	463,490
	1人当たりの平均支給年額	令和元年度	253
		令和2年度	203

(単位：月分)

期末勤勉手当	6月期支給率(期末手当)	1.225
	6月期支給率(勤勉手当)	0.925
	12月期支給率(期末手当)	1.225
	12月期支給率(勤勉手当)	0.925
	期末手当合計	2.45
	勤勉手当合計	1.85
	職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり	

(単位：月分)

退職手当	基本額	20年	自己都合	19.6695
			勸奨・定年	24.586875
		25年	自己都合	28.0395
			勸奨・定年	33.27075
		35年	自己都合	39.7575
			勸奨・定年	47.709
	最高限度	自己都合	47.709	
		勸奨・定年	47.709	
	調整額	職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円～59,550円)		
	1人当たり平均支給額(令和2年度)			支給額
			勤続年数	35年5月

※特に記載しているものを除き、内容は令和3年4月1日現在のものです。

(5) 級別職員数の状況(一般行政職・令和3年4月1日現在)

(単位：人、%)

区分(級)	1級		2級		3級		4級			5級	6級	7級	8級	合計
	主事 技師	主事 技師	主任	主査	主任	主査	主席主査 (係長)	課長 補佐	課長	次長	部長			
職員数	177	220	125	80	5	187	251	156	95	29	13	1,338		
構成比	13.2	16.4	9.3	6.0	0.4	14.0	18.7	11.7	7.1	2.2	1.0	100		
1年前の構成比	13.2	13.0	9.4	9.7	0.4	11.1	19.0	12.6	7.8	2.5	1.3	100		

(6) 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		給料月額等
給料	市長	1,055,700円(1,173,000円)
	副市長	854,050円(899,000円)
報酬	議長	704,000円
	副議長	655,000円
	議員	625,000円
期末手当	市長	(算定方法)
	副市長	給料月額等×120/100×支給割合
	議長	(支給割合)
	副議長	6月期 1.6月分 ※議長、副議長、議員は1.575月
	議員	12月期 1.6月分 ※議長、副議長、議員は1.6月
		合計 3.2月分 ※議長、副議長、議員は3.175月
		※市長は算定した額から10%を減額、副市長は算定した額から5%を減額して支給

※給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間・休暇については、市の条例・規則で定められており、ここではそのうち主なものを掲載しています。それぞれの状況は、令和3年4月1日現在のものです。

(1) 一般職員の勤務時間の状況

一週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 一般職員の休暇の状況

種 類		取得可能日数
年次有給休暇		1年につき20日
療養休暇（有給）		① 公務上もしくは通勤における負傷もしくは疾病による場合 必要と認められる期間 ② ①以外の負傷又は疾病により療養を要する場合 ア 結核性の疾病 1年以内 イ 成人病と認められるもの等 270日以内 ウ その他の負傷又は疾病 90日以内
特 別 休 暇 (有 給)	骨髄移植等	必要と認められる期間
	ボランティア	1年につき5日以内の期間
	結婚	7日間
	生理	2日以内の期間
	出産(産前)	産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内
	出産(産後)	出産の翌日から8週間を経過する日までの期間
	育児時間	1日を通じて90分以内
	妊産婦保健指導・健康診査	産前：妊娠周期に応じた日数 産後：1年につき1回
	つわり	10日以内の期間
	出産補助	2日以内の期間(第2子は4日まで)
	出産時養育	5日以内の期間
	家族看護等	1年につき6日(対象家族が2人以上いる場合は10日)以内の期間
	短期の介護	1年につき5日(要介護者が2人以上いる場合は10日)以内の期間
	服忌	親族に応じた日数 例) 配偶者10日、親および子7日
	祭日	1日
夏期	6月から9月までのうち5日	
リフレッシュ	在職期間20年および30年の年度内に3日間	
介護休暇(無給)		6月以内で必要と認められる期間
組合休暇(無給)		1年につき30日

(3) 会計年度任用職員の休暇の状況

種 類		取得可能日数
年次有給休暇		勤務条件・継続年数に応じた日数(最大20日)
療養休暇(無給)		① 公務上もしくは通勤における負傷もしくは疾病による場合 必要と認められる期間 ② ①以外の負傷又は疾病により療養を要する場合 勤務条件に応じた日数(最大10日)
特 別 休 暇 (有 給)	結婚	7日間
	妊産婦保健指導・健康診査	産前：妊娠周期に応じた日数 産後：1年につき1回
	服忌	親族に応じた日数 例) 配偶者10日、親および子7日
	夏期	6月から9月までのうち勤務条件に応じた日数(最大5日)
	生理	2日以内の期間
	出産(産前)	産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内
	出産(産後)	出産の翌日から8週間を経過する日までの期間
	育児時間	1日2回それぞれ30分以内の期間
	妊産疾病	必要と認められる期間
	家族看護等	1の年度につき6日(対象家族が2人以上いる場合は10日)以内の期間
短期の介護	1の年度につき5日(要介護者が2人以上いる場合は10日)以内の期間	
介護休暇(無給)		通算93日以内で必要と認められる期間

(4) 育児休業等の状況

種 類	取得可能日数
育児休業	子が3歳に達する日まで
育児部分休業	子が小学校に入学する前までの間、一日を通じて2時間以内

5 職員の休業に関する状況

職員の休業については、市の条例・規則で定められており、ここでは、令和2年度中における取得状況を掲載しています。

(単位：人)

	男	女	計
育児休業	9	21	30
育児部分休業	-	4	4
自己啓発等休業	-	-	-
修学部分休業	-	-	-
高齢者部分休業	-	-	-
配偶者同行休業	-	-	-

6 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が疾病等のためその職責を果たせない場合などに、公務能率の維持を目的として行う不利益処分(降任・免職・休職)をいいます。

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を目的として行う不利益処分(戒告・減給・停職・免職)をいいます。

(1) 分限処分件数 (単位：件)

降任	免職	休職	計
-	-	43	43

※件数は、令和2年度中に発令したものです。

(2) 懲戒処分件数 (単位：件)

戒告	減給	停職	免職	計
-	-	2	1	3

※件数は、令和2年度中に発令したものです。

7 職員のサービスの状況

令和2年中における職員の年次有給休暇の取得状況を掲載しています。

令和2年年次有給休暇取得状況

(単位：日)

総付与日数 A	総使用日数 B	使用率(%) C(=B/A*100)	対象職員数(人) D	一人当たりの 平均使用日数 E(=B/D)
101,838	31,602	31.0	2,711	11.7

※総付与日数には、前年からの繰越を含みます。

8 職員の退職管理の状況

市では、平成28年4月1日施行の改正地方公務員法に定めるもののほか、「秋田市職員の退職管理に関する条例」や「秋田市職員の退職管理に関する規則」などにより、職員の退職管理の適正化を図っています。

(1) 元職員による現役職員への働きかけの禁止

離職後に再就職した元職員（以下「再就職者」といいます。）は、再就職先に関する契約・処分等に関して、離職後2年間、現役職員に対する働きかけが禁止されます。（在職中に自ら決定した契約・処分に関する働きかけは、期限の定めなく禁止されます。）

(2) 現役職員が働きかけを受けた場合の届出義務

現役職員が再就職者から働きかけを受けた場合は、公平委員会に届け出なければなりません。

(3) 再就職状況の届出義務

課長級以上の職員であった者は、離職後2年間、離職時の任命権者に対し、再就職状況を届け出なければなりません。（平成28年4月1日以降の離職者から適用）

(4) 再就職状況の公表

再就職に関する公正性および透明性を確保するため、(3)により届出があった再就職状況について公表します。

なお、令和2年9月1日から令和3年8月31日までの届出件数は、5件でした。

9 職員の研修の状況

(1) 令和2年度に実施した研修の状況

職員の研修は、職員に公務員としての使命と責任の自覚を促し、職務の遂行に必要な知識、技能等を習得させ、その資質および職務遂行能力の向上を図ることを目的としています。

ア 自主研修

各種セミナーや通信教育講座、放送大学講座等の情報提供、研修情報誌の発行、書籍・DVD等の自己啓発資料の貸出などの支援を行いました。

イ 部局研修

(単位：件)

区 分	件数	備 考
部局研修	69	全15部局で実施

ウ 研修所研修

(単位：人)

区 分	人数	備 考		
基本研修	新規採用職員研修(前期・中期・後期)	101	市政のしくみ、接遇、公務員倫理、パソコン、グループ演習等	
	一般職員研修	民間企業に学ぶホスピタリティ研修	60	ホスピタリティやコミュニケーションの大切さ等
		実務に役立つ法律研修	118	法律知識の基本的事項、憲法、民法等
		地方公務員制度	96	人事機関、任用制度、給与制度等
		地方税財政制度	99	地方財政、地方交付税制度、地方税等
		地方自治制度	101	地方自治の意義、団体事務、公の施設等
		ストレスマネジメント	88	メンタルヘルス(セルフケア)、ハラスメント等
		クレーム対応力強化	97	クレーム対応の心構え、ヒアリング技法
	主任研修	新任主任	51	タイムマネジメント、アサーティブコミュニケーション等
		応用(政策課題研究提案)	60	政策課題の企画・立案、発表等
	主査研修	新任主査	48	多様な働き方、職場内のコミュニケーション等
	主席主査研修	新任主席主査級	60	職場のリスク管理のポイント等
	課長補佐研修	新任課長補佐級	66	多様な働き方、管理職の意識改革等
		職場のメンタルヘルス対策	56	メンタルヘルス(ラインケア)、パワーハラスメント防止
	課長研修	新任課長級	33	役割と仕事、部下指導、マネジメントの問題等
		人事評価制度	31	人事評価教育等
		リスクマネジメント	32	地方公共団体に求められる内部統制等
	選択研修	業務遂行能力向上研修	財務事務	71
契約事務			96	業務委託・物品発注の基礎知識等
議会答弁基本研修			453	答弁要旨作成の基本的ルール
法制執務			49	例規の制定・改廃の手続等
実務に役立つ行政法			75	行政処分、行政手続、個人情報保護等
債権回収実務			25	債権の分類、法令手続の基本原則等
建築関連技術			34	建築士試験対策、景観と色彩等
パソコン(3科目)			138	アクセス、エクセル、CMS操作
政策形成能力向上研修		実践型市民協働	16	協働実践のプロセス、事業提案演習等
		行政法基礎ゼミナール	35	行政訴訟事例・判例の解釈等
		政策法務	27	政策法務とは、条例制定権等
組織力(職場活力)向上研修		セミナー・講演会	107	研修成果発表会
		女性活躍推進	249	だれもが働きやすい職場環境づくり等
		仕事の生産性向上	32	働き方改革、時間の使い方等
		OJT実践	81	OJTとは何か、OJT計画立案等
		業務ミス防止	80	事務処理ミス等の防止策等
		サービスマインド(接遇)向上	58	コミュニケーションの重要性、サービスマインドの基本等
		会計年度任用職員	282	公務員倫理、個人情報保護、接遇等
コミュニケーションスキルアップ研修	16	母音による発声練習、台本読み合わせ等		
派遣研修	84	秋田県自治研修所(eラーニング)、国土交通大学校等(オンライン)等		

10 職員の福祉および利益の保護の状況

労働安全衛生法第66条の規定に基づき令和2年度に実施した健康診断のうち、主なものの受診状況、令和2年度に発生した公務災害の件数および秋田市職員互助会の状況等を掲載しています。

(1) 健康診断等の状況

(単位：人)

区 分	受診者数
定期健康診断	1,420
胃部検診	364
便潜血（大腸がん）	881
子宮がん検診	188
乳がん検診	157
VDT作業従事者検診	27
アスベスト検診	24
腹部超音波検診	241
高気圧業務健診	68

(2) 公務災害の発生状況

(単位：件)

区分	申 請	認 定	不認定	継続審議
公務災害	16	16	-	-
通勤災害	3	3	-	-

(3) 秋田市職員互助会の状況

秋田市職員互助会では、秋田市職員の共済制度に関する条例に基づき職員の相互共済および福利増進を目的とする事業を行っています。

令和2年度の状況は、下表のとおりとなっています。

会員数		2,939人
会員掛金	金額	84,378,538円
	掛金率	給料月額×7.5/1,000
市補助金	金額	-
主な事業内容	各種慶弔給付、見舞金等 長期在会給付 選択型福利厚生事業 生命・損害保険、火災共済	

(4) 職員の利益の保護の状況

職員の生活および身分の安定を通じて公務能率の増進を図ることを目的として、経済的利益と身分上の利益を保護するために、公平委員会に対して勤務条件に関する措置要求および不利益処分に関する不服申立てを行うことができることとしています。

令和2年度における勤務条件に関する措置要求および不利益処分に関する不服申立ての状況については、11の(1)および(2)のとおりです。

11 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員によってなされた勤務条件に関する措置要求および不利益処分に関する不服申立てを審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる機関です。

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況

(単位：件)

令和2年3月31日現在 継続件数	令和2年度中 措置要求件数	令和2年度中 処理件数	令和3年3月31日現在 継続件数
-	-	-	-

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(単位：件)

区分	令和2年3月31日現在 継続件数	令和2年度中 不服申立て件数	令和2年度中 処理件数	令和3年3月31日現在 継続件数
分限処分	-	-	-	-
懲戒処分	2	-	2	-
その他	-	-	-	-
計	2	-	2	-

(3) 苦情相談の状況

(単位：件)

令和2年度中相談件数	-
------------	---